

# 避難訓練報告書 提出はお済みですか？

年に1回以上！！

避難確保計画に基づく避難訓練の実施と、市町村長への  
訓練結果の報告が法律で義務化されています。

(令和3年5月 水防法及び土砂災害防止法改正)

NEW

WEBで避難訓練報告書を作成・提出

おすすめ!

QRコードを読み取り、WEBで報告書を作成

作成終了と同時に提出も完了！！

右のQRコードからスマホで簡単に作成！



URL: <https://logoform.jp/form/fkMM/1055126>

【その他の提出方法】 ①メール ②郵送 ③持ち込み

下記URLから様式をダウンロードして訓練報告書を作成

URL: [https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai\\_bouhan\\_koutsu/1000032/1036580/1042132/index.html](https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1000032/1036580/1042132/index.html)

①メールでの提出先

→hinankakuho@city.wakayama.lg.jp

② 郵送及び持ち込みでの提出先

③ →和歌山市 危機管理局 危機管理部 総合防災課

〒640-8157 和歌山市八番丁12番地（消防庁舎6階）

※北側入口からお入りください



持ち込みの場合は  
消防庁舎6階にお越しく下さい

【問合せ先】

和歌山市 危機管理局 危機管理部

総合防災課 担当：榎本

〒640-8157 和歌山市八番丁12番地

TEL：073-435-1199 / fax：073-435-1299

## 1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

### (1) 避難確保計画の作成等の義務

「水防法」や「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等が改正され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地する「要配慮者利用施設(防災上配慮を要する方が利用する施設)」については、次の項目が法律で義務付けられています。

<義務>

1. 「避難確保計画」の作成及び市町村への提出
2. 「計画に基づく避難訓練」の実施及び市町村へ報告書の提出(年1回以上)

法律上の義務

### (2) 避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設とは？

対象となる要配慮者利用施設とは、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内などに立地し、和歌山市地域防災計画(総則・予防計画)に掲載されている社会福祉施設、医療施設、教育施設です。

なお、新設施設や津波浸水想定区域内に立地する施設については、和歌山市地域防災計画には掲載されていませんが、利用者等の安全確保のため、避難確保計画の作成をお願いします。

### (3) 提出が必要な書類

対象となる施設の所有者又は管理者は、洪水・土砂災害・津波の各ハザードマップなどを確認し、災害時における施設のリスクを踏まえた上で、次の書類を作成・提出してください。

#### ① 避難確保計画を作成または変更した場合の提出書類

- 避難確保計画
- 避難確保計画作成(変更)報告書 【必須】

#### ② 避難確保計画に基づく避難訓練の実施後の提出書類

- 訓練実施結果報告書

#### ③ 提出書類の様式

「避難確保計画」「避難確保計画作成(変更)報告書」「訓練実施結果報告書」などの各種様式については、次の和歌山市ホームページからダウンロードして作成してください。



和歌山市要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について



[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai\\_bouhan\\_koutsu/1000032/1036580/1042132/index.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1000032/1036580/1042132/index.html)

## (4) 提出方法及び提出先

【提出方法】 メール、郵送、窓口等

【提出先】 ※市役所の他の所管課で取りまとめる場合は、そちらを通じて提出してください。

和歌山市 危機管理局 危機管理部 総合防災課 避難確保計画係あて

〒640-8157 和歌山市八番丁 12 番地(市役所消防庁舎 6 階)

電話:073-435-1199、fax:073-435-1299

mail:hinankakuho@city.wakayama.lg.jp (※メールは計画等の提出にのみ対応)

【New】 避難確保計画に基づく訓練実施結果報告書の Web 作成が可能になりました。  
スマートフォンやパソコンで実施報告ができます。

右の QR コード又は下記 URL から必要事項を入力し、送信してください。



Web 報告用フォーム <https://logoform.jp/form/fKMM/1055126> (外部リンク) 

## 2 避難確保計画の実効性を高める

### (1) 避難確保計画は作成して完了ではありません

避難確保計画は、大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれのあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める計画です。

よって、計画を作成しただけでなく、避難確保計画の内容を要配慮者利用施設の職員等の関係者が十分に理解し、確実に施設利用者の避難確保計画に定めた内容を施設職員や施設利用者、施設利用者の家族、外部協力者などに周知しておくことが必要です。

また、施設の様子が変わったり、避難訓練によって課題が明らかになったりした場合など、必要に応じて避難確保計画の中身を見直すことも大切です。

なお、国土交通省のホームページにも作成の手引きやチェックリストなどの参考資料がありますのでご覧ください。

## <避難確保計画の基本構成の例>

### 基本的な事項

- 計画の目的
- 施設が有する災害リスク など

### 施設の整備に関する事項

- 避難に必要な設備とその確保
- 避難に必要な装備品や備蓄品 など

### 防災体制に関する事項

- 防災体制の種類とその確率基準
- 防災体制確立時の組織構成と役割分担 など

### 防災教育及び訓練の実施

- 防災教育の実施
- 避難訓練の実施 など

### 避難誘導に関する事項

- 避難先
- 避難方法 など

### 自衛水防組織の業務に関する事項(任意)

- 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
- その他必要な事項 など

## (2) 義務化された避難訓練の実施と報告

要配慮者利用施設は、年 1 回以上の避難訓練実施と、市町村長への訓練結果の報告が法律で義務化されました(令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法改正)。

訓練実施後、1 か月程度を目安に報告様式「訓練実施結果報告書」を提出する必要があります。

なお、避難訓練には様々な種類がありますので、施設の実情にあわせて必要な訓練を実施しましょう。

いずれの場合も、訓練を振り返って、課題や改善方法を共有し、場合によっては避難確保計画を見直しましょう。



## <訓練の一例>

### ▼図上訓練(職員のみで実施可能)

避難確保計画、ハザードマップ、施設の館内図などを用いて、避難場所等までどのように避難誘導をするかなどを確認する訓練です。

発生しうる様々な災害を想定し、その災害に応じた行動を確認しましょう。

### ▼情報伝達訓練(職員のみで実施可能)

発生しうる様々な災害を想定し、必要な情報の収集から、職員等への情報伝達、さらに避難判断の意思決定まで行う訓練です。

想定した災害に応じて、気象情報等の発令・発表から避難完了までのシナリオを作成し、施設職員役、施設利用者等役、利用者等の家族役など役割分担を決めて訓練を進めます。

### ▼避難経路の確認訓練(職員のみで実施可能)

避難確保計画に記載した避難場所、避難経路を確認し、安全な避難誘導について確認する訓練です。

計画作成後に、避難経路となっている道路等に変更が生じていないかの確認はもちろんのこと、安全が確保できる避難経路や方法となっているか改めて確認しましょう。

### ▼水平避難(立退き)訓練

実際に、施設利用者等を施設の外にある避難所・避難場所等へ立退き避難誘導する訓練です。

ただし、施設利用者等への負担が大きい場合などは、職員を施設利用者等の代役として避難訓練したり、実際の避難場所までは避難誘導せずに、避難場所に見立てた施設内駐車場等へ避難誘導したりするなど、施設の実情に合わせた訓練をしましょう。

### ▼垂直避難(屋内安全確保)訓練

実際に、施設利用者等を施設内で屋内安全確保するための避難先居室等に避難誘導する訓練です。

### ▼持ち出し品の確認訓練(職員のみで実施可能)

避難確保計画に記載した避難誘導等に用いる資器材等の確認や、実際に持ち出す場合の所要時間や人数などを確認する訓練です。利用者等にあわせた器材や食事の提供が必要となる場合もあるため、いざという時に素早く対応できるように具体的な持ち出し品を確認しておきましょう。

## <ポイント>

- ・ 全ての訓練を行う必要はありません。施設の状況に応じて、実行可能な訓練を行ってください
- ・ 職員の方のみで実施する訓練にも十分に効果があります
- ・ 具体的な避難訓練の実施方法については、下記リンクをご参照ください

⇒[避難訓練実施ガイド\(厚生労働省\)](#)

## 3 防災情報を知る

### (1) 防災情報の収集方法

情報収集は、水害・土砂災害に対する警戒避難体制をとるために重要です。

気象警報や土砂災害警戒情報などの収集方法の一例を紹介します。

また、次に示した登録制メールやウェブサイト以外にも、テレビやラジオなどからも情報収集が可能です。

いざという時のために、あらかじめ複数の情報収集手段を決めておきましょう。



#### ① 県や市が提供する登録制メール

事前に登録しておくことで、気象情報、河川水位情報、雨量情報、避難指示などの情報が、自動的に送信されますので、登録を強くお勧めします。

- ▶ 和歌山県や和歌山市によるサービスで無料
- ▶ 欲しい情報だけを選択して受信することが可能
- ▶ 登録してからも内容変更や解除がいつでも可能



和歌山県  
防災わかやまメール



和歌山市  
防災情報メール

#### ② 気象情報等を提供するウェブサイト

気象庁をはじめ各行政機関が運営するウェブサイトの一例を紹介します。この他にも多くのウェブサイトがあり、様々な情報を確認することができます。

##### ▼気象庁

気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報などの情報を収集できます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

##### ▼和歌山県河川／雨量防災情報

和歌山県が発表する土砂災害メッシュ、土砂災害警戒情報、河川水位情報、洪水予報等を確認できます。

<http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/mainMap.html>

## (2) 避難所・避難場所の確認

和歌山市のホームページでは市が指定する避難所等の一覧表と、避難所、避難場所、広域避難場所などの用語説明をご確認いただけます。各施設の対象となる災害に応じて、適切な避難場所を選んでください。

- ▶ 洪水・土砂災害では強雨等が予想されるため、風水害に対応した安全レベルの高い屋内施設を選ぶ(公園等は選ばない)
- ▶ 土砂災害の危険性が高い場所や浸水しやすい道路など、避難経路の安全性も考慮して避難所等を決める など



なお、市が指定する避難所等以外でも、浸水想定区域外などの安全な「系列施設や同種類似施設」へ避難することも有効です。ただし、市の指定でない避難先の施設の場合は、事前に施設間で了解を得ておく必要があります。

### ▼和歌山市の避難所等に関するホームページ

和歌山市避難所・避難場所について 🔍

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai/bouhan/koutsu/100032/1027249/index.html>

## (3) 施設やその周辺における災害リスクの確認

平時から、施設やその周辺における災害リスクはもちろんのこと、施設から避難所等への避難経路における災害リスクなどを把握しておくことが大切です。

和歌山市が発行している洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震・津波ハザードマップのほか、様々な災害リスクを確認できるホームページを確認しておきましょう。

なお、各ハザードマップ発行後に道路環境等が変わっている場合もあります。マップ上で確認するだけでなく、実際に避難経路を歩いてみることも大切です。

- ▶ 和歌山市防災ハザードマップ
- ▶ 重ねるハザードマップ(国土交通省ホームページ)
- ▶ わかやま土砂災害マップ(和歌山県砂防課ホームページ)
- ▶ 紀の川浸水想定区域図(国土交通省和歌山河川国道事務所ホームページ) など

